

**記載例(構内無線局、相続の場合※事後の届出)**

無線局免許承継申請書(届出書)

提出する日又は  
投函する日を記入

**【注意】申請書は正本1部、副本1部を用意して送付願います。  
また、今回の承継手続きに伴い、「識別信号」や「常置場所」な  
どが変更される場合、別途変更申請(届)が必要になります。**

二重線で修正

令和〇年〇月〇日

東海総合通信局長 殿

**ここにチェック**

- 電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続)
- 電波法第 20 条第 2 項、第 4 項(分割に係る部分に限る。)若しくは第 5 項(合併に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続)
- 電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続)
- 電波法第 20 条第 4 項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第 5 項前段(他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続)

記

1 申請(届出)者

市町村コードは記入不要

住 所	都道府県—市区町村コード [ ]
	〒(461-8795)
<b>相続人の情報を記入</b>	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1



#### 4 各手続に係る個別事項

##### □無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

##### □無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

##### □無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受け（法第 20 条第 5 項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業計画
- ④ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業収支見積り
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

## 5 添付書類

### (1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続

免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

### (2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

### (3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続

事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

譲受人が法人であるときは、その定款

譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

### (4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

事業の譲渡に関する契約書の写し

譲渡人が法人であるときは、その定款

譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

申請担当者の日中、連絡可能な連絡先を記入

## 6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムセンツウシツブ リクジョウカ デンパ ジロウ 無線通信部 陸上課 電波 次郎
電話番号	052-971-9623（携帯 090-1111-1111）
電子メールアドレス	jirou-denpa@soumu.go.jp

**登録状の受け取りに関する注意事項**

登録状を郵送で希望される場合は、A4 サイズが入る封筒に宛先をご記入の上、郵便切手を貼付したものを併せてご提出ください。(直接受け取りを希望する場合は返信用封筒は不要です)

<書類の送付先>

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1  
東海総合通信局 陸上課 企業担当 宛

**郵便料金に関する注意事項**

令和6年10月1日から郵便料金が変わります。返信用封筒に切手を貼付する場合は、料金不足が生じないようにご注意ください。

【貼付頂く切手料金の例】

【登録状を折り曲げても良い場合】

長3封筒など 84円

令和6年9月10日以降に申請書を提出する場合 110円※

【登録状を折り曲げない場合】

角2封筒 120円

令和6年9月10日以降に申請書を提出する場合 140円※

※処理期間に、不備等を考慮した余裕を持つての期間とさせていただきます

【9月中旬以降に申請される方へのお願い】

※返信用封筒には、令和6年10月1日から適用される郵便料金に相当する分の切手を貼付していただきますようお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

〒461-8795  
愛知県名古屋市東区白壁1-15-1  
東海総合通信局 無線通信部 陸上課  
電話番号:052-971-9623